⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和元年８月１日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成16年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる【①】は㋐～㋑の要件を、【②】は㋐を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）但し、【①】の㋐～㋑は同一工事であることとし、施工延長については、掘削、覆工を実施した区間の延長であること。

【①】特定ＪＶの代表者

㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

㋑　施工延長が1,100m以上であること。

【②】特定ＪＶのうち代表者以外の構成員

㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「長崎497号松浦１号トンネル新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認及び選抜を受けていなければならない。

調　達　予　定

コンピューター製品及びサービスの調達予定の公示

令和元年度当初において判明している80万ＳＤＲ超のコンピューター製品及びサービスの調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ超となるものがあり得ます。

令和元年７月22日

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

○独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　植嶋　卓巳

◎調達機関番号　567　◎所在地番号　13

①71、27　②法人文書ファイル管理簿システム要件定義コンサルタント業務、一式　③購入等　④2020年１月　⑤独立行政法人国際協力機構調達部契約第三課　〒102―8012 東京都千代田区二番町５―25　二番町センタービル　電話03―5226―6609

①71、27　②新電子決裁システム開発及び運用・保守、一式　③購入等　④2020年２月　⑤独立行政法人国際協力機構調達部契約第三課　〒102―8012 東京都千代田区二番町５―25　二番町センタービル　電話03―5226―6609

①71、27　②ＪＩＣＡ市ヶ谷ビル内コンピューター環境等運用支援業務、一式　③購入等　④2019年９月　⑤独立行政法人国際協力機構研究所総務課　〒162―8433 東京都新宿区市谷本村町10―５　電話03―3269―2911

①71、27　②図書システムの賃貸借及び運用・保守等、一式　③借入、購入等　④2019年９月　⑤独立行政法人国際協力機構研究所総務課　〒162―8433 東京都新宿区市谷本村町10―５　電話03―3269―2911

Summary

Japan International Cooperation Agency

①71,27　②Consultant Service on Requirement Definition for Official Document Management System, 1 Set　③Purchase　④January／2020　⑤Contract Management Division3, Procurement Department, Japan International Cooperation Agency, Niban-cho Center Building, 5―25, Niban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8012, Tel. 03―5226―6609

①71,27　②Development, Operation and Maintenance Service for New Decision Document Management System, 1 Set　③Purchase　④February／2020　⑤Contract Management Division3, Procurement Department, Japan International Cooperation Agency, Niban-cho Center Building, 5―25, Niban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8012, Tel. 03―5226―6609

①71,27　②Supporting Service for Operation and Maintenance of Computers' Network in JICA ICHIGAYA Building, 1 Set　③Purchase　④September／2019　⑤Administration Division, JICA Research Institute, Japan International Cooperation Agency, 10―5, Ichigayamotomura-cho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8433, Tel. 03―3269―2911

①71,27　②Support and Maintenance Service on Library Management System, 1 Set　③Lease　④September／2019　⑤Administration Division, JICA Research Institute, Japan International Cooperation Agency, 10―5, Ichigayamotomura-cho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8433, Tel. 03―3269―2911